

ハローワーク あまがさき



令和7年9月発行

(令和7年7月内容)

- 尼崎の雇用情勢・完全失業率の推移(全国・近畿・南関東) P1
- 新規求人・新規求職・有効求人倍率の推移 P2
- 職業別求人・求職賃金情報及び求人倍率(フルタイム・パート) P3～4
- 職業別・年齢別中途採用時賃金情報 P5
- 年収の壁対策 キャリアアップ助成金 P6～7

発行 尼崎公共職業安定所



〒660-0827

尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F

TEL 06-7664-8609

「全力応援」宣言！



ハローワーク尼崎

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

兵庫労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>



◎ 尼崎の雇用情勢

(1) 求人の状況

7月の新規求人数(全数)は、2,322人と前月比5.6%減、前年同月比6.7%減となりました。
また、月間有効求人数(全数)は、7,035人と前月比4.9%減、前年同月比2.8%減となりました。
主要産業別の新規求人を見ると、対前月比において増加した業種は、情報通信業:17人(前月比183.3%増、前年同月比15.0%減)、運輸業、郵便業:260人(前月比52.9%増、前年同月比83.1%増)、学術研究、専門・技術サービス業:130人(前月比41.3%増、前年同月比8.3%増)、宿泊業、飲食サービス業:24人(前月比84.6%増、前年同月比71.8%減)、生活関連サービス業、娯楽業:37人(前月比131.3%増、前年同月比164.3%増)、複合サービス業:2人(前月比100.0%増、前年同月比0.0%)となりました。
一方、減少した業種は、農、林、漁業:3人(前月比75.0%減、前年同月比50.0%増)、建設業:265人(前月比4.0%減、前年同月比2.3%増)、製造業:202人(前月比21.1%減、前年同月比12.9%減)、電気・ガス・熱供給・水道業:0人(前月比100.0%減、前年同月比0.0%)、卸売業、小売業:209人(前月比36.9%減、前年同月比20.1%増)、不動産業、物品賃貸業:51人(前月比29.2%減、前年同月比10.9%増)、教育、学習支援業:10人(前月比33.3%減、前年同月比0.0%)、医療、福祉:745人(前月比4.5%減、前年同月比9.9%減)、サービス業(他に分類されないもの):335人(前月比12.5%減、前年同月比35.9%減)となりました。

(2) 求職の状況

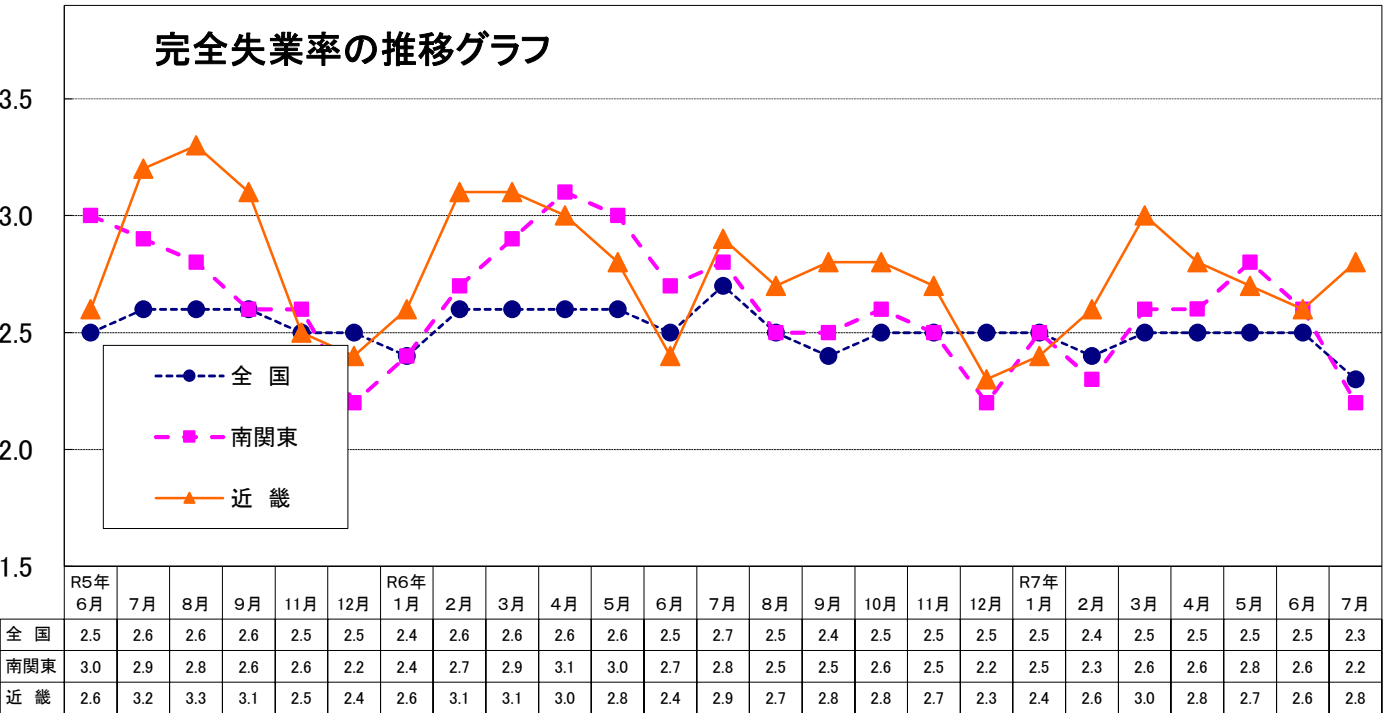
7月の新規求職申込件数(全数)は、1,403人と前月比9.6%増、前年同月比2.9%増となりました。
また、月間有効求職者数(全数)は、7,366人と前月比0.7%減、前年同月比10.0%増となりました。
うち、新規常用求職者(臨時・季節・パート除く)は、871人で前年同月比0.8%減となりました。
離職者は、672人で前年同月比0.6%増となりました。理由別では、事業主都合離職者は、129人で前年同月比0.8%減、自己都合離職者は、509人で前年同月比1.0%増となりました。
また、無業者は、58人で前年同月比16.0%増となりました。

(3) 求人倍率の状況(原数値)

7月の有効求人倍率は、0.96倍で前年同月比0.12ポイント減少しました。
7月の新規求人倍率は、1.66倍で前年同月比0.17ポイント減少しました。

7月の主要指数(令和7年8月29日公表) ※オンライン関連件数を含む

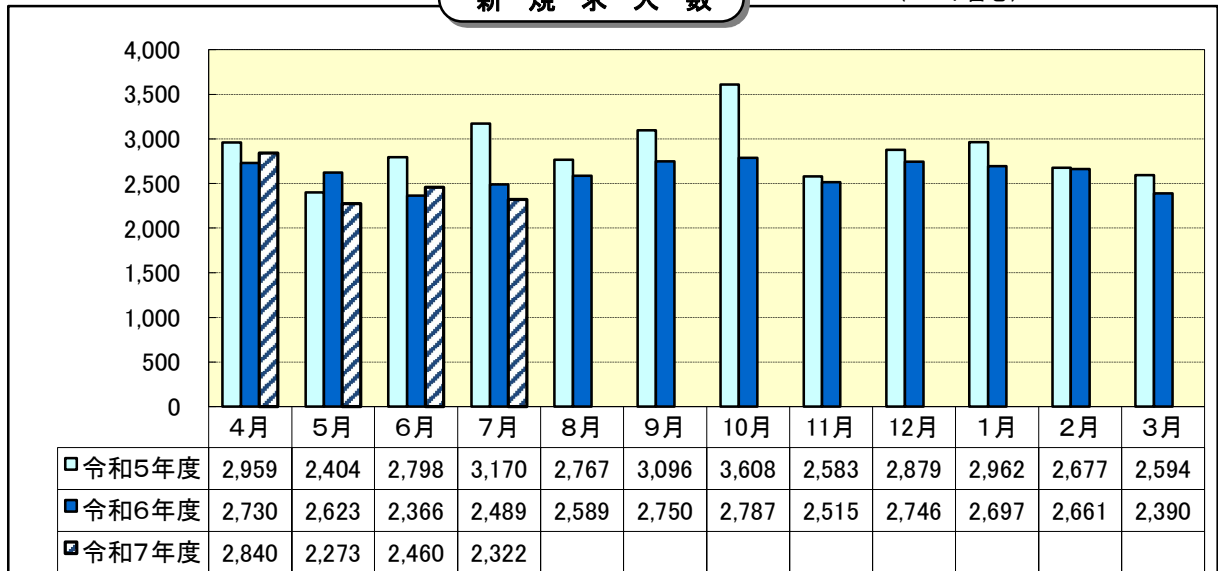
有効求人倍率	0.96	前年同月比0.12ポイント減少(前月比0.04ポイント減少)
有効求人数	7,035	前年同月比2.8%減少(前月比4.9%減少)
有効求職者数	7,366	前年同月比10.0%増加(前月比0.7%減少)
新規求人数	2,322	前年同月比6.7%減少(前月比5.6%減少)
新規求職者数	1,403	前年同月比2.9%増加(前月比9.6%増加)



※全国の完全失業率は季節調整値、南関東・近畿は原数値 完全失業率 出典(総務省「労働力調査」)

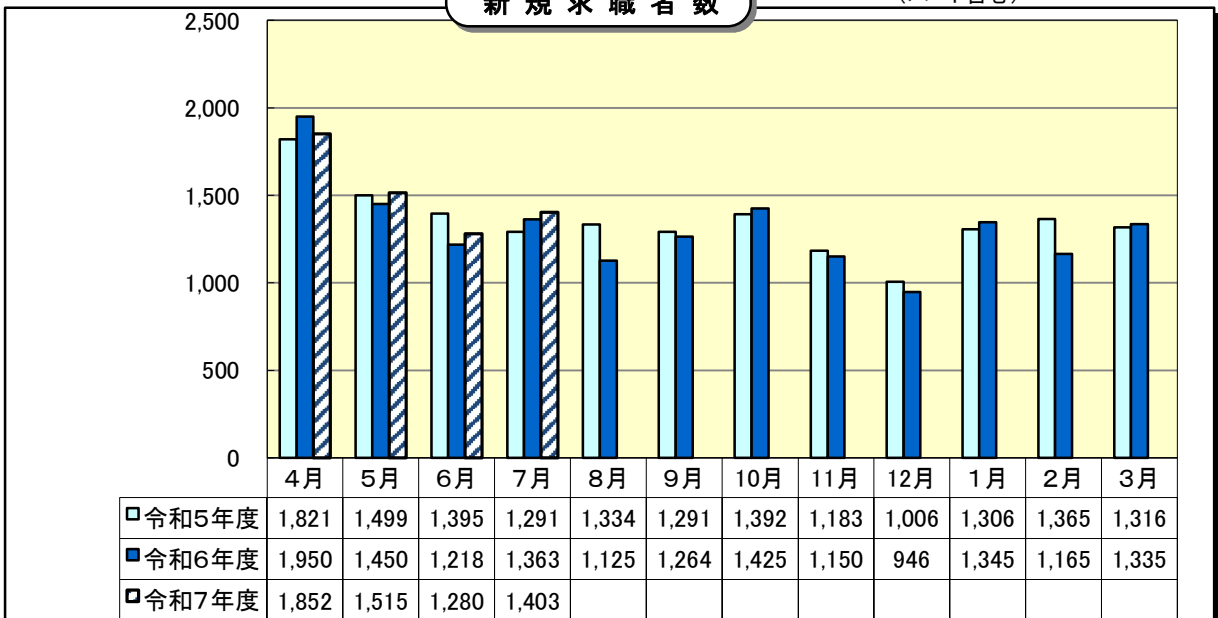
新規求人数

(パート含む)



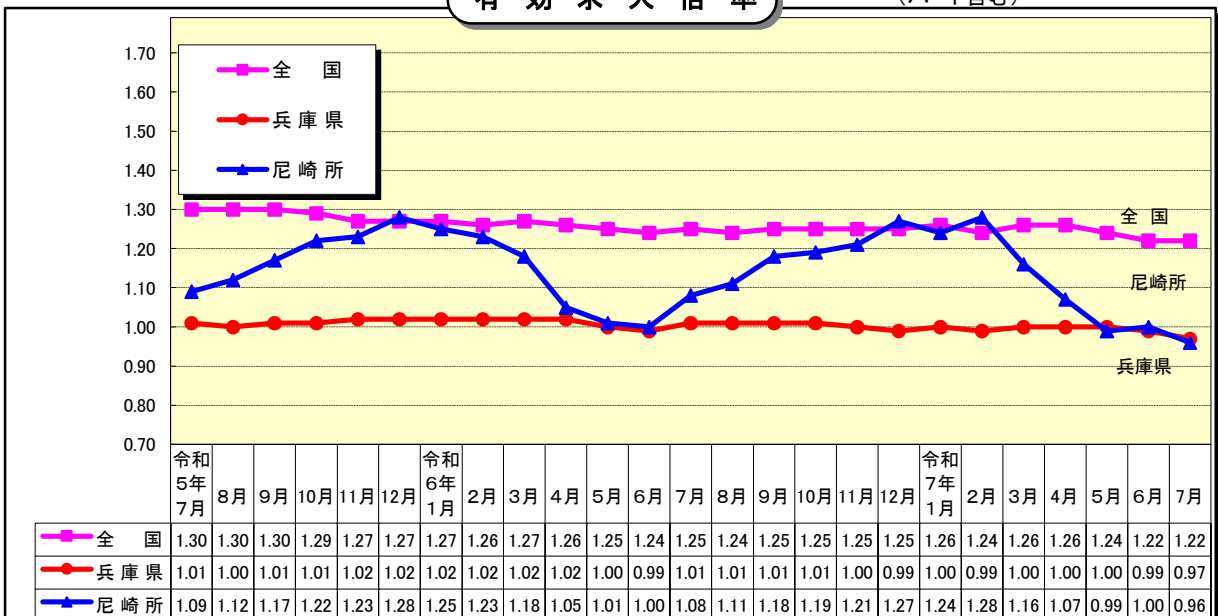
新規求職者数

(パート含む)



有効求人倍率

(パート含む)



※「全国」と「兵庫県」の有効求人倍率は季節調整値。令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 ※「尼崎所」の有効求人倍率は原数値(季節調整なし)

職業別求人・求職賃金情報(常用フルタイム)

令和7年7月 内容

ハローワーク尼崎

項 目 職 種		求人賃金 月額 (円)		求職希望賃金 月額 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		357,801	257,220	262,834	1,119	726	1.54
	製造技術者(開発)	490,067	301,067	255,000	119	40	2.98
	製造技術者(開発を除く)	369,375	243,350	246,875	76	70	1.09
	建築・土木・測量技術者	437,993	274,269	292,000	213	28	7.61
	情報処理・通信技術者	533,117	297,333	257,692	73	106	0.69
	その他の技術者	374,659	268,018	0	10	5	2.00
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	386,408	285,670	300,000	9	6	1.50
	保健師・助産師・看護師	305,054	244,750	290,870	185	106	1.75
	医療技術者	317,172	246,339	267,143	105	27	3.89
	その他の保健医療従事者	310,032	225,718	237,500	39	19	2.05
	社会福祉専門職業従事者	285,022	239,175	225,217	267	127	2.10
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	0	231,176	3	99	0.03
	その他の専門的職業従事者	258,000	223,000	287,700	3	52	0.06
管 理 的 職 業 従 事 者		393,467	307,667	275,000	16	17	0.94
事 務 従 事 者		259,874	206,763	227,845	276	1,184	0.23
	一般事務従事者	250,672	200,948	219,034	160	915	0.17
	会計事務従事者	317,492	239,254	271,875	30	110	0.27
	生産関連事務従事者	236,127	190,382	225,000	29	37	0.78
	営業・販売事務従事者	256,050	205,160	271,818	40	76	0.53
	事務用機器操作員	223,667	210,333	190,000	5	39	0.13
販 売 従 事 者		310,311	228,321	264,000	248	224	1.11
	商品販売従事者	313,129	249,274	245,789	23	97	0.24
	営業職業従事者	312,332	227,188	280,400	223	122	1.83
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		265,288	222,019	236,984	466	298	1.56
	介護サービス職業従事者	260,751	221,763	218,182	320	96	3.33
	保健医療サービス職業従事者	240,880	203,780	215,000	42	12	3.50
	生活衛生サービス職業従事者	0	0	251,111	22	46	0.48
	飲食物調理従事者	296,988	233,400	262,000	42	57	0.74
	接客・給仕職業従事者	275,000	230,000	252,000	9	37	0.24
	居住施設・ビル等管理人	266,000	247,000	196,000	2	19	0.11
	その他のサービス職業従事者	268,246	217,576	254,000	28	31	0.90
保 安 職 業 従 事 者		211,228	184,571	193,333	136	31	4.39
農 林 漁 業 従 事 者		300,273	278,273	260,000	5	5	1.00
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		290,044	230,427	275,625	393	163	2.41
	自動車運転従事者	304,015	236,265	290,000	301	96	3.14
	その他の輸送従事者	238,493	223,618	267,500	34	26	1.31
	定置・建設機械運転従事者	281,533	213,778	234,000	55	40	1.38
生 産 工 程 従 事 者		285,930	209,345	297,183	451	300	1.50
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	302,914	213,530	239,130	119	91	1.31
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	261,338	204,730	214,706	63	67	0.94
	機械組立従事者	252,176	198,073	223,333	72	32	2.25
	機械整備・修理従事者	334,841	227,268	283,333	88	16	5.50
	生産関連・生産類似作業従事者	346,000	220,100	231,818	40	53	0.75
建 設 ・ 採 掘 従 事 者		417,753	241,343	275,000	421	62	6.79
	建設躯体工事従事者	418,850	257,138	275,000	44	11	4.00
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	487,548	242,419	316,667	141	19	7.42
	電気工事従事者	378,911	240,715	250,000	157	28	5.61
	土木作業従事者	340,282	227,609	0	79	4	19.75
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		253,841	226,236	214,524	294	319	0.92
	運搬従事者	251,436	232,344	235,714	172	132	1.30
	清掃従事者	274,336	224,444	171,667	50	38	1.32
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	224,548	209,080	202,000	67	140	0.48
職 業 計		319,022	234,551	508,841	3,825	4,453	0.86

※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0. 00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。

※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。

※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。

※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。

※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」場合があります。

職業別求人・求職賃金情報(常用パート)

令和7年7月 内容

ハローワーク尼崎

項 目 職 種		求人賃金 時間給 (円)		求職希望賃金 時間給 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		1,632	1,491	1,326	490	328	1.49
	製造技術者(開発)	0	0	1,500	0	6	0.00
	製造技術者(開発を除く)	0	0	1,126	0	13	0.00
	建築・土木・測量技術者	1,550	1,468	1,550	2	5	0.40
	情報処理・通信技術者	0	0	1,101	0	8	0.00
	その他の技術者	0	0	0	0	0	
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	2,025	1,975	2,000	7	9	0.78
	保健師・助産師・看護師	1,891	1,706	1,639	158	87	1.82
	医療技術者	2,060	1,775	1,200	40	19	2.11
	その他の保健医療従事者	1,385	1,350	1,250	29	13	2.23
	社会福祉専門職業従事者	1,328	1,230	1,153	237	91	2.60
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	0	1,157	0	29	0.00
	その他の専門的職業従事者	0	0	1,126	0	21	0.00
	管 理 的 職 業 従 事 者		0	0	1,200	0	3
事 務 従 事 者		1,273	1,130	1,129	246	644	0.38
	一般事務従事者	1,268	1,128	1,138	187	528	0.35
	会計事務従事者	1,225	1,164	1,187	15	38	0.39
	生産関連事務従事者	1,300	1,300	1,084	3	16	0.19
	営業・販売事務従事者	1,290	1,120	1,238	13	25	0.52
	事務用機器操作員	1,550	1,076	1,140	19	34	0.56
	販 売 従 事 者		1,359	1,243	1,128	238	137
	商品販売従事者	1,267	1,191	1,110	233	125	1.86
	営業職業従事者	2,000	1,600	1,500	3	12	0.25
	サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		1,318	1,181	1,114	717	342
	介護サービス職業従事者	1,456	1,241	1,190	436	82	5.32
	保健医療サービス職業従事者	1,282	1,127	1,084	42	14	3.00
	生活衛生サービス職業従事者	0	0	1,213	14	22	0.64
	飲食物調理従事者	1,163	1,116	1,078	135	108	1.25
	接客・給仕職業従事者	1,280	1,103	1,101	16	51	0.31
	居住施設・ビル等管理人	1,135	1,135	1,066	9	35	0.26
	その他のサービス職業従事者	1,233	1,168	1,141	53	27	1.96
	保 安 職 業 従 事 者		1,082	1,064	1,138	101	24
農 林 漁 業 従 事 者		1,500	1,100	1,526	5	7	0.71
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		1,301	1,210	1,134	150	37	4.05
	自動車運転従事者	1,283	1,192	1,134	112	29	3.86
	その他の輸送従事者	1,525	1,425	0	34	1	34.00
	定置・建設機械運転従事者	0	0	0	4	7	0.57
	生 産 工 程 従 事 者		1,321	1,161	1,263	102	80
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	1,350	1,105	1,150	5	8	0.63
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	1,279	1,136	1,130	73	47	1.55
	機械組立従事者	1,500	1,060	1,200	6	7	0.86
	機械整備・修理従事者	2,000	2,000	2,300	5	5	1.00
	生産関連・生産類似作業従事者	1,215	1,105	0	9	8	1.13
	建 設 ・ 採 掘 従 事 者		1,125	1,125	1,076	13	7
	建設躯体工事従事者	0	0	0	0	0	
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	1,125	1,125	0	2	3	0.67
	電気工事従事者	0	0	1,052	0	3	0.00
	土木作業従事者	0	0	1,100	11	1	11.00
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		1,172	1,120	1,087	503	472	1.07
	運搬従事者	1,370	1,230	1,139	47	71	0.66
	清掃従事者	1,169	1,117	1,070	231	124	1.86
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,127	1,094	1,084	205	256	0.80
	職 業 計		1,361	1,239	1,145	2,565	2,897

※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0. 00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。

※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。

※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。

※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。

※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別・年齢別中途採用時賃金情報 令和7年4月～令和7年6月 (単位千円)

職業別	安定所	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
職業計	尼崎	209	233	257	273	289	284	291	292	305	278	238
	西宮	227	240	265	288	293	296	294	295	295	312	218
	伊丹	210	223	249	265	265	261	258	278	275	273	218
	梅田	216	236	265	301	319	328	342	335	341	303	252
	淀川	210	238	270	298	304	313	314	314	306	283	236
	池田	206	237	257	277	284	286	289	277	294	282	229
専門的・技術的職業	尼崎	204	240	270	298	343	311	312	326	325	310	318
	西宮	228	256	282	313	320	327	350	341	346	397	288
	伊丹	238	239	269	288	278	289	262	281	334	293	285
	梅田	214	241	281	328	344	348	393	397	384	364	306
	淀川	224	246	297	337	345	338	357	349	348	315	319
	池田	220	249	288	314	311	319	318	302	319	321	260
管理的職業	尼崎	205	245	249	241	344	319	269	448	619	458	354
	西宮	-	245	249	317	386	418	470	442	421	463	740
	伊丹	-	-	-	357	263	285	397	475	414	312	250
	梅田	248	262	270	333	399	449	437	469	562	429	372
	淀川	187	257	276	326	398	419	425	475	526	558	203
	池田	-	193	296	360	361	381	439	430	466	377	300
事務的職業	尼崎	198	228	252	266	295	301	281	302	264	264	194
	西宮	250	228	256	285	275	253	245	267	305	425	239
	伊丹	-	219	243	231	281	254	235	303	287	337	198
	梅田	212	229	261	296	318	343	342	340	385	315	270
	淀川	214	242	266	296	303	317	316	322	337	271	346
	池田	220	225	243	267	277	287	266	274	312	280	255
販売の職業	尼崎	225	228	258	269	261	316	290	280	282	367	197
	西宮	235	232	243	271	271	329	272	266	300	279	193
	伊丹	201	216	251	256	263	271	234	270	257	436	243
	梅田	233	238	263	286	297	314	332	356	339	390	207
	淀川	205	239	259	290	297	319	303	309	328	272	254
	池田	179	228	245	254	303	289	364	279	466	183	210
サービスの職業	尼崎	199	229	243	245	233	246	263	246	267	218	211
	西宮	227	234	250	251	259	268	255	266	260	229	183
	伊丹	198	218	233	253	248	229	275	222	243	233	188
	梅田	214	234	253	276	303	305	294	274	259	250	220
	淀川	212	224	244	256	256	257	251	258	244	224	197
	池田	192	233	236	244	270	246	249	238	242	231	218
保安の職業	尼崎	-	156	311	245	260	262	256	275	241	249	182
	西宮	-	-	200	-	-	-	300	214	260	217	165
	伊丹	-	210	250	-	185	210	230	216	213	198	143
	梅田	200	232	244	234	240	266	236	231	257	226	200
	淀川	260	221	165	205	209	218	196	220	227	184	178
	池田	180	180	-	180	180	243	184	-	226	228	176
農林漁業の職業	尼崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西宮	-	-	242	-	275	-	-	-	-	-	-
	伊丹	-	150	-	-	225	-	204	-	-	-	190
	梅田	-	180	-	273	-	-	147	295	240	-	-
	淀川	-	229	237	256	316	-	-	297	-	-	-
	池田	-	224	247	261	220	219	-	240	-	-	-
運輸・通信の職業	尼崎	208	251	239	249	257	261	278	285	294	284	245
	西宮	-	224	239	255	235	275	263	252	255	230	172
	伊丹	-	196	266	245	264	235	266	292	267	252	175
	梅田	232	238	254	268	266	273	267	257	255	214	193
	淀川	223	263	257	255	260	258	252	258	258	261	183
	池田	219	259	231	222	262	265	229	241	236	247	187
生産工程・労務の職業	尼崎	219	229	247	267	272	262	325	280	247	273	269
	西宮	224	238	252	309	302	267	258	294	264	218	233
	伊丹	211	228	220	260	248	267	226	290	189	226	202
	梅田	219	231	242	254	278	264	273	278	295	278	241
	淀川	208	233	247	263	263	295	292	315	266	299	207
	池田	214	233	237	252	236	268	269	279	275	280	231

* この表は、ハローワークに提出された「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金の平均額です。(単位千円)

* これには、基本賃金にその他手当が含まれています。

* サンプル数が少ないケースもあることをご了承ください。

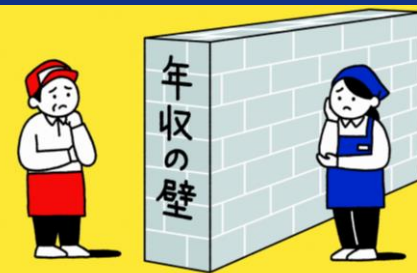
拡充

年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。

※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）

- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

現）社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

短時間労働者労働
時間延長支援コース

社会保険適用時処遇改善コースの
活用が考えられます

支給要件には該当しません

※¹ 従業員51人以上の企業等では、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上であること。（学生を除く）

従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上であること。

なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の方も被保険者となります。

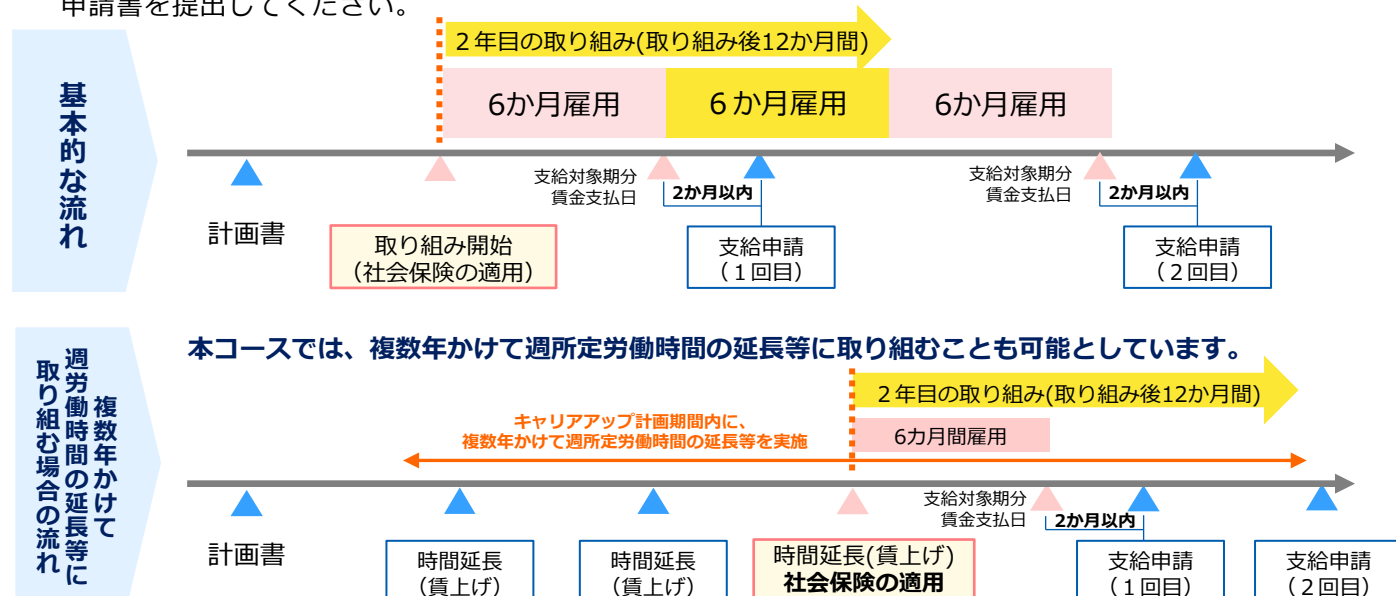
（注）従業員数は厚生年金の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。

※² 表面の支給要件をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

申請手続き

- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。（現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省
公式HP

年収の壁突破
総合相談窓口



0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

